

議案第 9 4 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例の制定  
について

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例を次のとおり定める。

平成 2 4 年 1 2 月 3 日提出

三田市長 竹 内 英 昭

三田市条例第 号

三田市民病院事業使用料及び手数料条例の一部を改正する条例

三田市民病院事業使用料及び手数料条例（昭和47年三田市条例第9号）の一部を次のように改正する。

別表使用料の部初診時特定療養費の項中「1,050円」を「2,100円」に改める。

付 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。